令和6年度財務省政策評価実施計画

令 和 6 年 3 月
財　　務　　省

（はじめに）令和６年度財務省政策評価実施計画について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野全てを対象として実績評価方式（あらかじめ目標を設定しそれらに対する実績の評価を行う評価方式）により評価を行っており、毎年３月末までに実施計画を策定し、公表することとしています。また、実施計画の策定に当たっては、「財務省政策評価懇談会」を開催し、有識者の方々から御意見をいただいています。

令和６年度の実施計画では33の「政策の目標」（総合目標６、国税庁の目標を含む政策目標27）を設定しており、財務大臣財政演説や、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等の昨年度の実施計画策定時以降に発出・決定された内閣の基本方針を踏まえて策定しています。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和６年３月
財　務　省

Ⅰ　令和６年度財務省政策評価実施計画についての説明

１．政策評価制度の枠組み

⑴　政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

⑵　財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（令和５年３月28日閣議決定）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（令和５年３月策定。以下「基本計画」といいます。）で政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等にあたっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

⑶　財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。　納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。」と定めています（平成13年１月６日策定、令和元年６月27日財務省の組織理念の明確化・明文化として公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています。

⑷　財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

①　財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。

②　財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常によ

り効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。

③　財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。

④　財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

２．財務省の政策評価のスケジュール

毎年３月に、翌年度に行う政策についての実施計画を策定・公表（事前分析表も含みます。）（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年６月にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、その翌年３月に実施計画の策定等を行うに当たって、適切に反映（Action）しています。

このように、ＰＤＣＡサイクルの実効性を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

Ⅱ　令和６年度財務省政策評価実施計画

１．対象期間

令和６年度政策評価の対象期間は、令和６年４月から令和７年３月までとします。これについての政策評価書は、令和７年６月に作成・公表する予定です。

２．評価方法

令和６年度財務省政策評価実施計画に基づく政策評価は、実績評価方式により行います。これは、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して、目標の達成度合いについて評価する方式（目標管理型の政策評価）です。

なお、租税特別措置等に係る政策の事後評価については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式により、租税特別措置等の必要性、有効性及び相当性等の観点から評価を行います。

（参考）

（１）実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式。

（２）総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式。

（３）事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計･測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式。

３．対象となる政策の目標

財務省の使命に基づく主要な政策分野の全てについて、「政策の目標」として、総合目標（６目標）及び政策目標（27目標（国税庁の任務に係る３目標を含む。））の計33の目標を設定して政策評価を行います。使命と政策の目標については、体系的に図解して、資料１と

して掲載しています。なお、総合目標と政策目標の位置付けの違いについて以下のように明確化しています。

⑴　総合目標

財政、税制など、財務省の政策の目標の基本となるもので、「政策目標」の上位に位置するとともに、財務省が省として当面取り組んでいる大きなテーマは何かを国民に示し、政策評価を通じてその達成状況について説明するものです。特定の年度における執行状況に係るものではなく、数年程度の中期かつ大局的な視点のものを内容としています。そのため、評価の際には、そのテーマを最終的に達成した年度に「Ｓ　目標達成」とし、それ以外の年度においては適切な進捗があれば「Ａ　相当程度進展あり」と評価するものです。

なお、総合目標は、財務省独自の付加価値として政策評価を実施するため設定した目標です。

（注）総合目標には、１～６の目標番号を付しています。

⑵　政策目標

各分野の政策の目標です。その年度における政策実施状況を評価するものです。単年度に達成すべき内容を目標とし、達成できれば「Ｓ　目標達成」としますが、不十分な結果であれば「Ｂ　進展が大きくない」又は「Ｃ　目標に向かっていない」とするなど、メリハリのある評価を行って、ＰＤＣＡサイクルを働かせます。

（注）政策目標設定の背景となる「一定の政策分野」について１～11の整理番号及びその政策分野を表す見出しを付し、政策目標には、その属する政策分野の整理番号を基礎番号とする枝番号の形式で、目標番号（「政策目標１」について「政策目標１－１」等）を付しています。

４．評価基準

実績評価は、必要性、有効性、効率性等の観点に加え、測定指標等に照らした「政策の目標」の達成度の観点等を総合勘案して評価を行います。

総合目標においては目標を構成するテーマ、政策目標においては目標の達成手段である施策ごとに、測定指標を設定します。評価においては、まず、テーマ又は施策の実施状況について、測定指標の達成度をベースとして「ｓ＋」～「ｃ」の５段階で評定を行います。次に、テーマや施策の評定を総合して、それぞれの目標について「Ｓ＋」～「Ｃ」の５段階で、評定を行います。

５．事前分析表の作成

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に基づき事前分析表を作成します。事前分析表は次の要素で構成し、目標としている財務省の主要な政策分野について説明しています。

⑴　政策の目標

総合目標又は政策目標を記載しています。

⑵　政策の目標の内容及び目標設定の考え方

その「政策の目標」を設定した理由や背景等について記載しています。

⑶　上記の「総合目標」を構成する「テーマ」又は上記の「政策目標」を達成するための「施策」

その総合目標を構成するテーマ又はその政策目標を達成するための手段である施策の一覧です。

⑷　関連する内閣の基本的な方針

内閣総理大臣所信表明演説、同施政方針演説、財政演説（財務大臣）その他閣議決定等による内閣の重要な方針であり、その政策の目標に関連のあるものが、記載されています。

⑸　テーマ又は施策

テーマ又は施策ごとに区分して、次の内容を記載しています。

①　そのテーマ又は施策の取組内容

テーマ又は施策の趣旨や具体的な説明を記載しています。

②　そのテーマ又は施策について設定されている測定指標

「定量的測定指標」と「定性的測定指標」の区別、「主要な測定指標」とその他の測定指標との区別を明示するとともに、指標の目標（値）及びその設定の根拠を記載しています。

③　そのテーマ又は施策について設定されている参考指標

テーマ又は施策における評定の直接的な判断材料とはなりませんが、テーマ又は施策の実施状況を把握するためのものとして、参考指標を設定している場合があります。

なお、政策評価実施計画には、「政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」（資料２）、「総合目標を構成するテーマ・政策目標に係る施策一覧表」（資料３）、「測定指標一覧表」（資料４）を掲載しています。

（注）　政策目標２－２「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、政策目標２－３「酒類業の健全な発達の促進」及び政策目標２－４「税理士業務の適正な運営の確保」は、本年６月末に策定する予定の「令和６事務年度（令和６年７月から令和７年６月）国税庁実績評価実施計画」において実績目標として設定する予定のものです。

国税庁の実績評価は、中央省庁等改革基本法第16条第６項第２号の「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」との規定に基づき、事務年度（７月から翌年６月）ごとに実施します。

このため、国税庁が所管するこれら３つの目標については、その詳細は「令和６事務年度国税庁実績評価の事前分析表」に記載されますので、「令和６年度財務省政策評価の事前分析表」に

は掲載しておりません。

６．東日本大震災等への対応

東日本大震災等への対応については、財務省として全ての業務分野において全力を尽くしていくこととしており、関連する施策について、「東日本大震災等への対応」（資料５）に掲載しています。

７．デジタル化への取組

近年の社会情勢を背景とした行政のデジタル化の推進が重要となっていることを踏まえ、各施策で取り組む内容を「デジタル化の取組」（資料６）に掲載しています。

財務省の「政策の目標」の体系図（令和６年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標１）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標２）

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理（総合目標３）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標４）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標５）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標６）

総合目標１から５の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標１）

1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
1-2 必要な歳入の確保
1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標２）

2-1 物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
2-3 酒類業の健全な発達の促進
2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標３）

3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
3-2 財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標４）

4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標５）

5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標６）

6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
8-1 地震再保険事業の健全な運営
9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

資料１

資料２

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

		「政　策　の　目　標」	テーマ又は施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
				定量的指標	定性的指標	合　計	施政方針演説	財政演説	骨太方針	その他
総合目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	1	2	○	○	○	○
	2	デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。	1	0	1	1	○	○	○	○
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。	4	0	4	4	―	○	○	○
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備･運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	2	―	―	○	○
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	5	―	―	○	○
	6	総合目標１から５の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	2	○	○	○	○
小　　計			11	1	15	16				
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	1	4	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	1	○	○	―	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	4	―	―	―	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	―	―	―	―
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	1	―	―	○	○
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	―	―	―	―
	2-1	物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	2	2	4	○	○	○	○
	2-2	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収	37	33	33	66	―	―	―	○
	2-3	酒類業の健全な発達の促進	7	4	6	10	―	―	○	○
	2-4	税理士業務の適正な運営の確保	3	2	1	3	―	―	―	―

「政策の目標」			テーマ又は施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
				定量的指標	定性的指標	合計	施政方針演説	財政演説	骨太方針	その他
政策目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	―	○	―	―
	3-2	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	4	2	5	7	―	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	4	8	10	18	―	―	○	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	―	―	―	―
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	―	―	―	―
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	―	―	―	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	―	―	―	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	2	0	2	2	―	―	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	11	3	14	―	―	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	5	6	6	12	―	―	○	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	7	8	―	―	○	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	―	―	○	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	○	―	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	3	1	2	3	―	―	―	―
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	4	4	○	―	○	○
	10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	―	―	―	―
	11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	3	4	7	―	―	―	―
小計			114	86	120	206				
合計			125	87	135	222				

※　施政方針演説(所信表明演説含む):第213回国会（令和６年１月30日岸田総理大臣）、第212回国会（令和５年10月23日岸田総理大臣）
財政演説：第213回国会（令和６年１月30日鈴木財務大臣）、第212回国会（令和５年11月20日鈴木財務大臣）
骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和４年６月７日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月17日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年６月21日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年６月15日閣議決定）
その他：骨太方針以外の閣議決定等

注1:　「関連する内閣の基本方針」欄の○印は、当該「政策の目標」に明示的に取り上げられているもの。
注2:　政策目標2-2～4の測定指標の数は、令和５事務年度（令和５年７月～令和６年６月）の国税庁実績評価実施計画における測定指標の数を記載。

資料3

総合目標を構成するテーマ・政策目標に係る施策一覧表

（注）総合目標を構成するテーマには「目標番号－その範囲内での枝番号」という２桁の番号からなる整理番号を付しています。

総合目標

目　標	整理番号	総合目標を構成するテーマ
総合目標１（財政）	総 1-1	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す
総合目標２（税制）	総 2-1	我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
総合目標３（財務管理）	総 3-1	適切な国債管理政策を実施する
	総 3-2	財政投融資を適切に活用する
	総 3-3	国有財産の有効活用を推進する
	総 3-4	国庫金の適正な管理を行う
総合目標４（通貨・金融システム）	総 4-1	金融システムの安定を確保する
	総 4-2	通貨に対する信頼を維持する
総合目標５（世界経済）	総 5-1	世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
	総 5-2	国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
総合目標６（財政･経済運営）	総 6-1	デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す。

（注）政策目標に係る施策には「目標番号－その範囲内での枝番号」という３桁の番号からなる施策番号を付しています。

政策目標

目　標	施策番号	施　策　名
政策目標１		
政策目標１－１	政 1-1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組
	政 1-1-2	財政に関する広報活動
政策目標１－２	政 1-2-1	必要な歳入の確保等
政策目標１－３	政 1-3-1	予算執行に関する情報開示の充実
	政 1-3-2	円滑かつ効率的な予算執行の確保
	政 1-3-3	予算執行調査の実施
	政 1-3-4	各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等
政策目標１－４	政 1-4-1	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告
	政 1-4-2	令和５年度歳入歳出決算の国会への早期提出
政策目標１－５	政 1-5-1	地方の歳入面・歳出面の改革
政策目標１－６	政 1-6-1	国の財務書類の作成・公表等

政策目標２		
政策目標２－１	政 2-1-1	物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討
	政 2-1-2	税制についての広報の充実
政策目標３		
政策目標３－１	政 3-1-1	市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理
	政 3-1-2	国債市場の流動性維持・向上
	政 3-1-3	保有者層の多様化
	政 3-1-4	市場との対話等
	政 3-1-5	国債に係る国民等の理解の向上のための取組
政策目標３－２	政 3-2-1	社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融資対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融資計画の編成
	政 3-2-2	政策コスト分析等のディスクロージャーの推進
	政 3-2-3	財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実
	政 3-2-4	貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
政策目標３－３	政 3-3-1	国有財産の有効活用の推進
	政 3-3-2	行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進
	政 3-3-3	普通財産の適正な管理処分
	政 3-3-4	国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実
政策目標３－４	政 3-4-1	国庫金の効率的な管理
	政 3-4-2	国庫金の出納事務の正確性の確保
	政 3-4-3	国庫収支に関する情報提供
政策目標４		
政策目標４－１	政 4-1-1	通貨の円滑な供給
	政 4-1-2	偽造通貨対策の推進
	政 4-1-3	国家的な記念事業としての記念貨幣の発行
	政 4-1-4	貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理
	政 4-1-5	通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動
政策目標４－２	政 4-2-1	金融システムの安定のために必要な制度の整備
	政 4-2-2	預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
政策目標５		
政策目標５－１	政 5-1-1	生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施
	政 5-1-2	特殊関税制度の適正な運用
政策目標５－２	政 5-2-1	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
	政 5-2-2	税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

政策目標５－３	政 5-3-1	関税等の適正な賦課及び徴収
	政 5-3-2	社会悪物品等の密輸阻止
	政 5-3-3	税関手続における利用者利便の向上
	政 5-3-4	税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上
	政 5-3-5	税関行政に関する情報提供の充実
政策目標６		
政策目標６－１	政 6-1-1	外国為替市場の安定
	政 6-1-2	国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
	政 6-1-3	アジアにおける地域金融協力の推進
	政 6-1-4	テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
	政 6-1-5	対内直接投資審査制度の適正な運用
政策目標６－２	政 6-2-1	ＯＤＡ等の効率的・戦略的な活用
	政 6-2-2	有償資金協力（国際協力機構（ＪＩＣＡ））を通じた支援並びに国際協力銀行（ＪＢＩＣ）及び国際開発金融機関（ＭＤＢｓ）を通じた支援等
	政 6-2-3	債務問題への取組
	政 6-2-4	開発途上国に対する知的支援
政策目標６－３	政 6-3-1	国際協力機構（ＪＩＣＡ）有償資金協力業務、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）業務を通じた支援の推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保		
政策目標７－１	政 7-1-1	政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保
	政 7-1-2	政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
政策目標８－１	政 8-1-1	地震保険制度の安定的な運営
	政 8-1-2	地震保険の普及
	政 8-1-3	地震保険検査の実施
政策目標９－１	政 9-1-1	年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
	政 9-1-2	共済手続の効率化・適正化
	政 9-1-3	国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
政策目標10－１	政 10-1-1	経費予算の認可
	政 10-1-2	財務諸表の承認
政策目標11－１	政 11-1-1	たばこ事業の適切な運営と管理・監督
	政 11-1-2	塩事業の適切な運営の確保

資料4

測定指標一覧表

（注）測定指標には「テーマの整理番号（２桁）又は施策番号（３桁）－定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号－その範囲内での枝番号」という４桁又は５桁の番号からなる指標番号を付しています。

総合目標

目　標	指標の種類	指標番号	指　標　名
総合目標１（財政）	（定量的）	総 1-1-A-1	財政健全化目標の達成に向けた取組
	（定性的）	総 1-1-B-1	社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化
総合目標２（税制）	（定性的）	総 2-1-B-1	経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討
総合目標３（財務管理）	（定性的）	総 3-1-B-1	国債管理政策の適切な運営
		総 3-2-B-1	各年度の財政投融資計画の編成
		総 3-3-B-1	国有財産の更なる有効活用に向けた各施策の取組状況
		総 3-4-B-1	国庫金の効率的かつ正確な管理
総合目標４（通貨・金融システム）	（定性的）	総 4-1-B-1	金融システムの安定を確保するための取組
		総 4-2-B-1	通貨に対する信頼を維持するための取組
総合目標５（世界経済）	（定性的）	総 5-1-B-1	世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画
		総 5-1-B-2	アジアにおける地域金融協力の推進
		総 5-1-B-3	ＯＤＡ等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進
		総 5-1-B-4	国際金融システムの濫用防止
		総 5-2-B-1	国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組
総合目標６（財政･経済運営）	（定性的）	総 6-1-B-1	「経済財政運営と改革の基本方針2023」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析
		総 6-1-B-2	自然災害からの復興への取組

政策目標

目　標	指標の種類	指標番号	指　標　名
政策目標１　（健全な財政の確保）			
政策目標１－１	（定量的）	政 1-1-2-A-1	各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化
	（定性的）	政 1-1-1-B-1	予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施
		政 1-1-1-B-2	予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映
		政 1-1-1-B-3	予算編成における東日本大震災への適切な対応
		政 1-1-2-B-1	財政に関する広報活動の実施状況
政策目標１－２	（定性的）	政 1-2-1-B-1	必要な歳入の確保及び説明責任の向上

政策目標１－３	（定性的）	政 1-3-1-B-1	定期的な予算執行に関する情報開示の確認
		政 1-3-2-B-1	円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組
		政 1-3-3-B-1	予算執行調査の実施
		政 1-3-4-B-1	予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施
政策目標１－４	（定量的）	政 1-4-1-A-1	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況
		政 1-4-2-A-1	歳入歳出決算の会計検査院への送付日
		政 1-4-2-A-2	歳入歳出決算の国会への提出日
政策目標１－５	（定性的）	政 1-5-1-B-1	地方の歳入面・歳出面の改革
政策目標１－６	（定量的）	政 1-6-1-A-1	国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日
	（定性的）	政 1-6-1-B-1	国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表
政策目標２　（適正かつ公平な課税の実現）			
政策目標２－１	（定量的）	政 2-1-2-A-1	税制メールマガジン登録者数
		政 2-1-2-A-2	財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）
	（定性的）	政 2-1-1-B-1	令和６年度税制改正の着実な実施と令和７年度税制改正の検討
		政 2-1-2-B-1	税制に関する広報活動の実施状況
政策目標３　（国の資産・負債の適正な管理）			
政策目標３－１	（定量的）	政 3-1-4-A-1	国債関係の懇談会等の開催状況
		政 3-1-4-A-2	入札結果の公表を当日所定の時刻に行った割合
		政 3-1-5-A-1	国債関係の定期的な資料の公表
		政 3-1-5-A-2	「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合
	（定性的）	政 3-1-1-B-1	市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行
		政 3-1-1-B-2	適切な債務管理
		政 3-1-2-B-1	国債市場の流動性維持・向上
		政 3-1-3-B-1	保有者層の多様化
		政 3-1-4-B-1	市場との対話等
		政 3-1-5-B-1	国債に係る国民等の理解の向上
政策目標３－２	（定量的）	政 3-2-2-A-1	財政投融資関係の定期的な資料の公表及び内容の充実
		政 3-2-3-A-1	実地監査結果
	（定性的）	政 3-2-1-B-1	社会経済情勢等の変化を踏まえた、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融資計画の編成
		政 3-2-1-B-2	産業投資を活用した長期リスクマネーの供給
		政 3-2-2-B-1	政策コスト分析の充実
		政 3-2-2-B-2	財政投融資計画編成に係る情報の公表

		政 3-2-4-B-1	貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
政策目標３－３	（定量的）	政 3-3-2-A-1	合同宿舎における改修工事の実施状況
		政 3-3-3-A-1	未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況
		政 3-3-3-A-2	旧里道・旧水路等の売却事務処理状況
		政 3-3-4-A-1	監査実施割合
		政 3-3-4-A-2	国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日
		政 3-3-4-A-3	国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日
		政 3-3-4-A-4	国有財産物件情報メールマガジンの登録者数
		政 3-3-4-A-5	全国版空き家・空き地バンクへの登録割合
	（定性的）	政 3-3-1-B-1	地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用
		政 3-3-2-B-1	庁舎の入替調整等の実施状況
		政 3-3-3-B-1	国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施
		政 3-3-3-B-2	交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施
		政 3-3-3-B-3	暫定活用の実施
		政 3-3-3-B-4	貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施
		政 3-3-3-B-5	相続土地国庫帰属制度の円滑な運用の実施
		政 3-3-3-B-6	政府が保有する株式等の管理・処分
		政 3-3-4-B-1	国有財産に関する情報提供の充実
		政 3-3-4-B-2	国有財産の管理処分事務等の外部委託
政策目標３－４	（定量的）	政 3-4-1-A-1	国内指定預金（一般口）の平均残高
		政 3-4-2-A-1	一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果
		政 3-4-3-A-1	国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況
政策目標４　（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）			
政策目標４－１	（定量的）	政 4-1-4-A-1	地金の売払い計画及び実績
	（定性的）	政 4-1-1-B-1	通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行
		政 4-1-1-B-2	製造貨幣大試験の適切な実施
		政 4-1-2-B-1	偽造通貨対策の適切な推進
		政 4-1-3-B-1	記念貨幣の適切な発行
		政 4-1-5-B-1	通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応
政策目標４－２	（定性的）	政 4-2-1-B-1	金融システムの安定のために必要な制度の整備
		政 4-2-2-B-1	預金保険機構等の適切な監督
		政 4-2-2-B-2	株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督

		政 4-2-2-B-3	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督
政策目標５　（貿易の秩序維持と健全な発展）			
政策目標５－１	（定性的）	政 5-1-1-B-1	適切な関税改正の実施
		政 5-1-2-B-1	特殊関税制度の適正な運用
政策目標５－２	（定性的）	政 5-2-1-B-1	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
		政 5-2-2-B-1	税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
政策目標５－３	（定量的）	政 5-3-1-A-1	事前教示制度の運用状況（一定期間内で回答した割合等）
		政 5-3-2-A-1	不正薬物の水際押収量の割合
		政 5-3-3-A-1	ＡＥＯ事業者数及び貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合
		政 5-3-3-A-2	輸出入通関における利用者満足度
		政 5-3-4-A-1	ＮＡＣＣＳの利用状況（システム処理率）
		政 5-3-5-A-1	税関ホームページへのアクセス状況
		政 5-3-5-A-2	講演会及び税関見学における満足度（上位３段階）
		政 5-3-5-A-3	輸出入通関制度の認知度
		政 5-3-5-A-4	密輸取締り活動に関する認知度
		政 5-3-5-A-5	税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度：上位４段階）
		政 5-3-5-A-6	カスタムスアンサー利用件数
	（定性的）	政 5-3-1-B-1	輸入（納税）申告の適正性の確保
		政 5-3-2-B-1	密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施
		政 5-3-4-B-1	ＮＡＣＣＳセンターの監督
政策目標６　（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）			
政策目標６－１	（定量的）	政 6-1-1-A-1	外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供
		政 6-1-1-A-2	国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供
		政 6-1-3-A-1	ＡＳＥＡＮ+３における現地通貨建て債券による資金調達の状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）
		政 6-1-4-A-1	外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施
		政 6-1-4-A-2	外国為替検査の実施状況
		政 6-1-4-A-3	外為法令等遵守に係る説明会の実施状況
	（定性的）	政 6-1-1-B-1	外国為替市場の安定に向けた取組
		政 6-1-2-B-1	国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画
		政 6-1-3-B-1	アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組
		政 6-1-3-B-2	アジア各国との二国間金融協力の取組

		政 6-1-4-B-1	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等
		政 6-1-5-B-1	実効性のある対内直接投資審査制度への取組
政策目標６－２	（定量的）	政 6-2-4-A-1	知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）
	（定性的）	政 6-2-1-B-1	円借款を通じたＯＤＡの効率的・戦略的な活用
		政 6-2-1-B-2	国際協力銀行（ＪＢＩＣ）を通じたその他の政府資金（ＯＯＦ：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用
		政 6-2-2-B-1	国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画
		政 6-2-2-B-2	ＵＨＣ実現・パンデミックへのＰＰＲの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画
		政 6-2-2-B-3	気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画
		政 6-2-2-B-4	ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援
		政 6-2-3-B-1	債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画
政策目標６－３	（定性的）	政 6-3-1-B-1	国際協力機構（ＪＩＣＡ）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組
		政 6-3-1-B-2	国際協力銀行（ＪＢＩＣ）を通じた効率的・戦略的な支援の取組
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保			
政策目標７－１	（定性的）	政 7-1-1-B-1	中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化
		政 7-1-1-B-2	地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化
		政 7-1-2-B-1	政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施
政策目標８－１	（定量的）	政 8-1-3-A-1	地震保険検査先数の推移
	（定性的）	政 8-1-1-B-1	安定的な地震保険制度の運営の確保
		政 8-1-2-B-1	地震保険の普及促進に向けた取組
政策目標９－１	（定性的）	政 9-1-1-B-1	年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
		政 9-1-1-B-2	諸外国との社会保障協定への対応
		政 9-1-2-B-1	共済手続の効率化・適正化
		政 9-1-3-B-1	国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
政策目標10－１	（定性的）	政 10-1-1-B-1	経費予算の効率性の確保
		政 10-1-2-B-1	財務諸表の適正性の確保
政策目標11－１	（定量的）	政 11-1-1-A-1	製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率
		政 11-1-2-A-1	塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率
		政 11-1-2-A-2	塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況
	（定性的）	政 11-1-1-B-1	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組
		政 11-1-1-B-2	20歳未満の者の喫煙防止に対する取組

		政 11-1-1-B-3	たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理
		政 11-1-2-B-1	塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理

資料５

東日本大震災等への対応
―令和６年度における主な取組―

財務省は「令和６年度財務省政策評価の事前分析表」において、東日本大震災等への対応として、主に以下の取組を反映させました。

１．財政・経済運営

復興事業については、「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます【政策目標１－１（施策1-1-1)】。

東日本大震災や令和６年能登半島地震からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます【総合目標６（テーマ6-1)】。

２．国有財産

被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います【政策目標３－３（施策3-3-3)】。

３．政策金融等

（１）政策金融

「経済財政運営と改革の基本方針2023」等も踏まえ、東日本大震災からの復興に貢献するよう、日本政策金融公庫において、特別貸付や、避難指示・解除区域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。令和６年能登半島地震については、日本政策金融公庫等による「令和６年能登半島地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100％を保証する「セーフティネット保証４号」等を災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県の市町村に適用するなどの措置を講じており、被災企業の資金繰りを支援していきます【政策目標７－１（施策7-1-1)】。

（２）地震再保険

被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、官民で連携して、迅速・確実な再保険金の支払体制を確保することにより、契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう努めています【政策目標８－１（施策8-1-1)】。

４．その他

（１）金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します【政策目標４－２（施策4-2-2)】。

（２）たばこ事業

東日本大震災その他の大規模災害等によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて必要な措置を講じており、引き続きその適切な実施に努めます【政策目標11－１（施策11-1-1）】。

以　上

資料６

デジタル化の取組
―令和６年度における主な取組―

財務省は「令和６年度財務省政策評価の事前分析表」において、政府の方針及びデジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく財務省中長期計画等を踏まえ、以下の取組を反映させました。

１．財政

財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動に積極的に取り組みます【政策目標１－１（施策1-1-2)】。

２．税制

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・ＳＮＳ等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います【政策目標２－１（施策2-1-2)】。

３．国債

海外ＩＲの実施に当たっては、オンラインも活用した投資家への個別訪問を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます【政策目標３－１（施策3-1-3)】。

「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する（オンライン開催等を含む）とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います【政策目標３－１（施策3-1-4)】。

４．国有財産

５Ｇ基地局の設置場所、サテライトオフィスの提供場所として、庁舎等を提供します【政策目標３－３（施策3-3-1)】。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組について、引き続き推進します【政策目標３－３（施策3-3-3)】。

５．通貨

ＣＢＤＣ（中央銀行デジタル通貨）を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます【総合目標４（テーマ４－２)】。

６．貿易

日本に途上国税関の職員を招へいする受入研修、日本の税関職員を専門家として途上国に派遣する専門家派遣等によって知的支援を実施するとともに、特にＷＣＯに対しては技術協力に特化した資金的貢献も行っています。なお、受入研修等については、新型コロナウイルス感染症の影響により主にオンライン方式で開催していましたが、すでに対面形式での交流・セミナー等を再開しました。一方で、その開催目的・テーマ、人数などを考慮して、オンライン方式による開催が適切な場合もあると考えられ、双方のメリットを比較考量しながら開催方式を決定・実施して

いきます【政策目標５－２（施策5-2-2)】。

７．税関手続

税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入選定業務支援や輸入申告に対する検査選定支援として引き続き活用していきます【政策目標５－３(施策5-3-1)】。

ＡＥＯ制度の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めてまいります。また、産業界からの要望を踏まえ、原産地証明書の真正性を確保しつつ一層迅速なやり取りを可能とするために、貿易相手国との原産地証明書のデータ交換の取組を進めます。日インドネシアＥＰＡについては令和５年６月から原産地証明書のデータ交換を開始したところであり、さらにタイ及びＡＳＥＡＮとの間においても、早期実現に向け、国内関係省庁等と連携して、相手国との協議を進めていきます。加えて、「明日の日本を支える観光ビジョン」も踏まえ、入国旅客の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Ｅゲート（税関検査場電子申告ゲート）等の適切な運用に努めます【政策目標５－３（施策5-3-3)】。

税関ホームページにおいて、原産地規則、ＡＥＯ制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、「税関チャットボット」の内容等について随時見直しを行います。さらに「税関Ｘ（旧Twitter）」、「税関公式フェイスブックページ」及び動画共有サイト「税関チャンネル」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。【政策目標５－３（施策5-3-5)】。

８．国際政策

外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月１回程度実施するよう目標値を設定しました【政策目標６－１（施策6-1-4)】。

投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、引き続き関係省庁と連携しつつ、e-Govを利用して一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます【政策目標６－１（施策6-1-5)】。

開発途上国の税関当局に対しても、ＷＣＯをはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化ができるよう支援することにより、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締り等に関する協力関係の強化に取り組んでいきます。同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。なお、すでに対面形式での交流・セミナー等を再開した一方で、交流・セミナーにおける開催目的・テーマ、対象者や講師の所在、人数などを考慮して、オンライン方式による開催が適切な場合もあると考えられます。そのため、双方のメリットを比較考量しながら開催方式を決定・実施してまいります【政策目標６－２（施策6-2-4)】。

９．地震再保険

地震保険検査の実施において検査予定日を早めに設定し日程調整を行うことや、必要に応じて

オンラインによるヒアリングを活用することで、効果的・効率的な検査を行います【政策目標８－１（施策8-1-3)】。

10. 共済手続

共済手続は、令和６年度の申請届出手続のオンライン化や内部手続も含めたデジタル完結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います【政策目標９－１（施策9-1-2)】。

以　上

Ⅲ　令和６年度規制に係る政策の事後評価の実施計画

１．評価方法

事業評価方式による評価を基本とします。

２．評価対象

規制に係る政策のうち、事前評価を行った政策について、事後評価を実施します。

なお、事後評価の実施時期については、法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては、その見直し時期、法令等に見直し条項がないものについては、見直し周期を設定した周期とし、見直し周期は最長５年とします。

規制の名称等	①評価の実施時期 ②事後評価の方法
1　通関業の欠格事由 （条項）通関業法第６条	①令和６年度 ②事業評価方式
2　成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し （条項）たばこ事業法第11条第２項等	①令和６年度 ②事業評価方式
3　成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し （条項）塩事業法第５条第２項等	①令和６年度 ②事業評価方式
4　成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等 （条項）株式会社日本政策金融公庫法第16条第４項	①令和６年度 ②事業評価方式
5　対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し （条項）対内直接投資等に関する政令第２条等	①令和６年度 ②事業評価方式
6　対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し （条項）外国為替及び外国貿易法第27条の２等	①令和７年度 ②事業評価方式
7　対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し （条項）対内直接投資等に関する政令第２条等	①令和７年度 ②事業評価方式
8　国立印刷局債券発行規定 （条項）独立行政法人国立印刷局法施行令第７条	①令和７年度 ②事業評価方式
9　造幣局債券発行規定 （条項）独立行政法人造幣局法施行令第７条	①令和７年度 ②事業評価方式
10　通関書類に係る押印規定 （条項）通関業法第14条	①令和８年度 ②事業評価方式
11　暗号資産の制裁の抜け穴としての悪用防止 （条項）外国為替及び外国貿易法第16条の２等	①令和９年度 ②事業評価方式

12	資本取引規制の対象の拡充等 （条項）外国為替及び外国貿易法第16条の２等	①令和11年度 ②事業評価方式
13	外国為替取引等取扱業者遵守基準の策定 （条項）外国為替及び外国貿易法第55条の９の２等	①令和11年度 ②事業評価方式

Ⅳ　令和６年度租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画

１．評価方法

実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式により、租税特別措置等の必要性、有効性及び相当性等の観点から評価を行います。

２．評価対象

令和６年度においては、次の租税特別措置等に係る政策（本省分）のうち必要なものについて、財務省が行う税制改正要望等の状況に応じて、事後評価を実施します。政策評価法で評価の実施が義務付けられている税目（法人税、法人住民税及び法人事業税）については、改正要望が行われる場合には事前評価を実施するほか、事前評価を基本計画期間内に実施していないものに限り、当該期間内に少なくとも一度は事後評価を実施することとしています。

また、国税庁においても、次の租税特別措置等に係る事務（国税庁分）のうち必要なものについて、財務省における租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施に準じ、国税庁が行う税制改正要望等の状況等に応じて実施します。

租税特別措置等の名称等（本省分）	①創設年度 ②適用期限
1　協定銀行等に係る資本割の特例措置（法人事業税） （条項）地方税法附則第９条第２項	①平成16年度 ②令和11年３月31日
2　銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置（法人事業税） （条項）地方税法附則第９条第３項	①平成16年度 ②令和８年３月31日
3　特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例（所得税・法人税） （条項）租税特別措置法第37条の８、第66条	①平成18年度 ②なし
4　銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（法人税・法人住民税・法人事業税） （条項）租税特別措置法第66条の11の４等	①令和４年度 ②令和18年３月31日
租税特別措置等の名称等（国税庁分）	**①創設年度 ②適用期限**
該当なし	

財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

財務省ウェブサイトトップページ	**https://www.mof.go.jp/**
予算・決算 （国のお金の使い道）	https://www.mof.go.jp/budget/
税制 （国の税金の仕組み）	https://www.mof.go.jp/tax_policy/
関税制度 （輸出入手続きと水際での取締り）	https://www.mof.go.jp/customs_tariff/
国債 （国の発行する債券）	https://www.mof.go.jp/jgbs/
財政投融資 （国からの資金の貸付・投資）	https://www.mof.go.jp/filp/
国庫 （国のお金の動きとその調整）	https://www.mof.go.jp/exchequer/
通貨 （貨幣・紙幣）	https://www.mof.go.jp/currency/
国有財産 （国の保有する財産）	https://www.mof.go.jp/national_property/
たばこ・塩 （たばこ事業・塩事業）	https://www.mof.go.jp/tab_salt/
国際政策 （外国為替・国際通貨・経済協力）	https://www.mof.go.jp/international_policy/
政策金融・金融危機管理等	https://www.mof.go.jp/financial_system/

財務省

Ministry of Finance, JAPAN